

適合証明手数料

新築一戸建て

平成27年9月1日～

別表1-① 基本手数料① 上段:税抜価額 下段(括弧書き):税込価額

住宅の種類	フラット35 標準手数料額								備考
	設計検査			設計変更	中間現場検査		竣工現場検査		
	当機関	建築主事確認	他機関確認		単独	法定検査同時	単独	法定検査同時	
新築一戸建て	5,000 (5,400)	15,000 (16,200)	25,000 (27,000)	5,000 (5,400)	10,000 (10,800)	5,000 (5,400)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	注1: 確認申請の提出先により、設計検査の手数料額が異なります。 注2: 設計変更は、原則として、中間現場検査(法定検査又は瑕疵保険の検査)が行われる前に限ります。 注3: 中間現場検査は、弊社が法定中間検査又は瑕疵保険の検査を実施する場合に限り、省略できます。 注4: 中間現場検査及び竣工現場検査ともに、法定検査と同時実施する場合は、割引になります。

別表1-①-2 付加手数料 区分① <優良な住宅基準>

住宅の種類	優良基準の項目	フラット35S(優良な住宅基準)				備考	
		<B金利>		割増額			
		設計検査	設計変更	中間現場検査	竣工現場検査 注①②		
新築一戸建て	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書(注1)	0	0	0	0	注1: 現場検査で変更が判明した場合には、再度設計検査(内容の再審査=設計変更)を行い、再度竣工現場検査となりますので、ご注意ください。 注2: 審査を要しない設計変更(設計検査の額が0円のもの)に係るものは、設計変更の手数料額が0円となります。(設計変更の手続きの要否とは異なりますので、ご注意ください。)	
	省エネルギー性	断熱等性能等級<等級4>注②	10,000 (10,800)	10,000 (10,800)	0		5,000 (5,400)
		一次エネルギー消費量等級<等級4>	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	0		10,000 (10,800)
	耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)<等級2>	構造計算手数料	構造計算手数料注④	0		0
		免震建築物	0	0	0		0
	バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級3>	10,000 (10,800)	10,000 (10,800)	0	5,000 (5,400)	
	耐久性・可変性	劣化対策等級<等級3>+維持管理対策等級(専用配管)<等級2>	5,000 (5,400)	5,000 (5,400)	0	0	

(注1) 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の欄が「断熱等性能等級4」、「一次エネルギー消費量等級4」、「省エネルギー対策等級4」又は「省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)」に限ります。

注① 平成27年3月31日までに「省エネルギー対策等級<等級4>」で設計検査申請をしたものには適用しません。

注② 平成27年8月31日までに「断熱等性能等級<等級4>」で設計検査申請をしたものには適用しません。

注③ ①②以外は、設計検査が平成27年8月31日以前であっても適用となりますので、ご注意ください。

注④ 原則として工事着手前に限ります。(工事着手後は、計算書に補正が生じた場合、不適となります。)

別表1-①-3 付加手数料 区分② <特に優良な住宅基準>

住宅の種類	優良基準の項目	フラット35S(特に優良な住宅基準)				備考	
		<A金利>		割増額			
		設計検査	設計変更	中間現場検査	竣工現場検査		
新築一戸建て	省エネルギー性	認定低炭素住宅	0	0	0	0	注1: 現場検査で変更が判明した場合には、再度設計検査(内容の再審査=設計変更)を行い、再度竣工現場検査となりますので、ご注意ください。 注2: 審査を要しない設計変更(設計検査の額が0円のもの)に係るものは、設計変更の手数料額が0円となります。(設計変更の手続きの要否とは異なりますので、ご注意ください。)
		住宅事業建築主基準(省エネラベル)	0	0	0	0	
		省エネ住宅ポイント対象住宅証明書(注2)	0	0	0	0	
		一次エネルギー消費量等級<等級5>	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	0	10,000 (10,800)	
	耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)<等級3>	構造計算手数料	構造計算手数料注④	0	0	
	バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級4>	10,000 (10,800)	10,000 (10,800)	0	5,000 (5,400)	
	耐久性・可変性	長期優良住宅	0	0	0	0	

(注2) 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」又は「一次エネルギー消費量等級5」に限ります。

注④ 原則として工事着手前に限ります。(工事着手後は、計算書に補正が生じた場合、不適となります。)

適合証明手数料

竣工済特例

平成27年9月1日～

別表1-② 基本手数料②

上段:税抜価額

下段(括弧書き):税込価額

住宅の種類	フラット35 標準手数料額							備考	
	設計検査			設計変更	中間現場検査		竣工現場検査		
	当機関	建築主事確認	他機関確認		単独	法定検査同時	単独		法定検査同時
新築 一戸建て (竣工済特例)	10,000 (10,800)	20,000 (21,600)	30,000 (32,400)	手続き上、お取り扱いできません。		15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	注1:確認申請の提出先により、設計検査の手数料額が異なります。 注2:現場検査で設計検査内容と相違する場合には、「不適」となりますので、ご注意ください。 注3:「不適」となった場合には、再度設計検査からやり直すこととなります。	

別表1-②-2 付加手数料 区分① <優良な住宅基準>

住宅の種類	優良基準の項目	フラット35S(優良な住宅基準)				備考	
		<B金利>		割増額			
			設計検査	設計変更	中間現場検査	竣工現場検査	
新築 一戸建て (竣工済特例)	省エネルギー性	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書(注1)	0	手続き上、お取り扱いできません。		0	注1:現場検査で設計検査内容と相違する場合には、「不適」となりますので、ご注意ください。 注2:「不適」となった場合には、再度設計検査からやり直すこととなります。
		断熱等性能等級<等級4>	10,000 (10,800)			5,000 (5,400)	
		一次エネルギー消費量等級<等級4>	15,000 (16,200)			10,000 (10,800)	
	耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)<等級2>	お取り扱いできません。			お取り扱いできません。	
		免震建築物					
	バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級3>	10,000 (10,800)			5,000 (5,400)	
耐久性・可変性	劣化対策等級<等級3>+維持管理対策等級(専用配管)<等級2>	5,000 (5,400)	0				

(注1) 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の欄が「断熱等性能等級4」、「一次エネルギー消費量等級4」、「省エネルギー対策等級4」又は「省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)」に限ります。

別表1-②-3 付加手数料 区分② <特に優良な住宅基準>

住宅の種類	優良基準の項目	フラット35S(特に優良な住宅基準)				備考	
		<A金利>		割増額			
			設計検査	設計変更	中間現場検査	竣工現場検査	
新築 一戸建て (竣工済特例)	省エネルギー性	認定低炭素住宅	0	手続き上、お取り扱いできません。		0	注1:現場検査で設計検査内容と相違する場合には、「不適」となりますので、ご注意ください。 注2:「不適」となった場合には、再度設計検査からやり直すこととなります。
		住宅事業建築主基準(省エネラベル)	0			0	
		省エネ住宅ポイント対象住宅証明書(注2)	0			0	
	耐震性	一次エネルギー消費量等級<等級5>	15,000 (16,200)			10,000 (10,800)	
		耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)<等級3>	お取り扱いできません。			お取り扱いできません。	
	バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級4>	10,000 (10,800)			5,000 (5,400)	
耐久性・可変性	長期優良住宅	0	0				

(注2) 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」又は「一次エネルギー消費量等級5」に限ります。

適合証明手数料

新築共同住宅

平成27年9月1日～

別表1-③ 基本手数料③ 上段:税抜価額 下段(括弧書き):税込価額

住宅の種類	フラット35 標準手数料額								備考
	設計検査			設計変更	竣工現場検査				
	当機関確認	建築主事確認	他機関確認		当機関検査	建築主事検査	他機関検査	法定検査同時注4	
新築 共同住宅 (連続建て、重ね建て、賃貸住宅を含む)	20,000 (21,600)	30,000 (32,400)	40,000 (43,200)	10,000 (10,800)	20,000 (21,600)	30,000 (32,400)	40,000 (43,200)	20,000 (21,600)	注1:確認をした機関の違いにより、設計検査の手数料額が異なります。 注2:設計変更は、住宅金融支援機構に相談することが必要です。 注3:完了検査申請の提出先により、竣工現場検査の手数料額が異なります。 注4:確認が建築主事又は他機関であっても、設計検査を弊社で受け、かつ、法定の完了検査と同時に竣工現場検査を受検する場合に限り、当機関確認物件と同額になります。
		+		+		+		+	
		1,000×戸数 (1,080)×戸数		1,000×戸数 (1,080)×戸数		1,000×戸数 (1,080)×戸数		1,000×戸数 (1,080)×戸数	

重要:現場検査で変更が判明した場合には、再度設計検査(内容の再審査=設計変更)を行い、再度竣工現場検査を行うこととなりますので、ご注意ください。

別表1-③-2 付加手数料

融資種別	省エネ性能の運用基準の別	割増額				備考
		設計検査	設計変更	単独の竣工現場検査	法定完了検査と同時実施	
賃貸住宅融資 (省エネ住宅)	断熱等性能等級<等級4>	10,000 (10,800)	5,000 (5,400)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	注:現場検査で変更が判明した場合には、再度設計検査(内容の再審査=設計変更)を行い、再度竣工現場検査となりますので、ご注意ください。
	一次エネルギー消費量等級<等級4>以上	15,000 (16,200)	8,000 (8,640)	20,000 (21,600)	15,000 (16,200)	
賃貸住宅融資 (サービス付き高齢者向け住宅)	断熱等性能等級<等級3>	10,000 (10,800)	5,000 (5,400)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	
	断熱等性能等級<等級4>	10,000 (10,800)	5,000 (5,400)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	
	一次エネルギー消費量等級<等級4>以上	15,000 (16,200)	8,000 (8,640)	20,000 (21,600)	15,000 (16,200)	
まちづくり融資 (賃貸住宅)		10,000 (10,800)	5,000 (5,400)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	

適合証明手数料

リフォーム融資

平成27年9月1日～

リフォーム融資は、融資区分と工事の種類により、様々なバリエーションがあります。建築確認の有無とは無関係に、適合証明書が必須となりますので、増築等を伴う場合には『必ず事前にご相談』ください。

下記の引受条件がありますので、ご了承ください。

- 増築等を伴い、確認申請が必要となる場合には、当機関への確認申請を行っていただくことが条件となります。
- これは、増築等の確認申請がある場合の『建築基準法の適合性を判定するため』ですので、ご了承ください。
- 遠隔地の場合、調査日時につきましては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

■リフォーム融資の手続き概要について

① 工事計画の確認

リフォーム融資では工事計画の確認が必須となりますので、適合証明の引き受けと事前ヒヤリングの2段階審査となります。

② 工事内容の分かる図面の添付

リフォーム融資では、事前ヒヤリングにより、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合するよう、工事内容の誘導を行います。従って、工事図面等の添付が必須となります。(増築等の確認申請の有無にかかわらず、添付を要します。)

③ 工事完了報告と適合証明

工事完了報告受付時に、現地調査の日時を調整いたします。現地調査に合格して初めて、適合証明書の発行となりますので、ご注意ください。

別表1-⑤ 基本手数料⑤ 上段:税抜価額 下段(括弧書き):税込価額

融資区分	基本手数料 (引受時)	工事の種類ごとの付加手数料 (事前ヒヤリング時)						基本手数料 (完了報告 受付時)	基本手数料 (適合証明 書発行時)	
		部分的バ リヤフリー工 事	耐震改修工 事	増築工事、 改築工事、 修繕・模様 替え(修繕 等工事)	居住要件付 き重ね建て 増築工事	基準金利適 用工事	政策誘導型 リフォーム			歴史・文化 継承住宅工 事
高齢者向け 返済特例制 度を利用す る方	15,000 (16,200)	いずれか必須		利用可	利用可	—	—	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	
耐震改修 工事を行う 方		5,000 (5,400)	10,000 (10,800)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	—	—			
財形住宅 融資を利用 する方		—	10,000 (10,800)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	—	—			
住宅債権積 立者 住宅積立郵 便貯金積立 者		—	—	15,000 (16,200)	—	—	—			
		—	いずれか必須							
		10,000 (10,800)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)		

重要: 現場調査の結果、事前ヒヤリング時と異なる工事が行われていることが判明した場合、「不適」となる場合があります。

注: 現地調査の結果、事前ヒヤリングと異なる部分があっても、手直しにより適合となる可能性がある場合には、再度、「事前ヒヤリング(工事内容確認)」「再現地調査」の結果、適合となる場合があります。この場合には、各手数料が追加が必要となりますので、ご理解ください。

適合証明手数料

中古住宅

平成27年9月1日～

中古住宅は、引き受け条件がありますので、ご注意ください。
 引き受け条件に該当しない場合は、理由の如何を問わず、お引き受けいたしません。
 (引き受け条件は、当機関の職員数に起因するものであって、業務内容を選択しているわけではありませんので、ご理解ください)

■中古「一戸建て等」の引き受け条件

- ① 当機関が確認・検査を行ったもの
 当機関が検査済証を交付した後に、増築等を行っていないものは、条件をつけずにお引き受けいたします。
- ② 建築主事・他機関が確認・検査を行ったもの
 「竣工後2年を経過したが、人が住んだことのないもの」(検査済証交付)に限ります。
- ③ 当機関が検査済証交付後において、増築等により建築基準法に不適合となったもの
 適合となるように是正されたものでない限り、お引き受けできません。

別表1-④ 基本手数料④

上段:税抜価額 下段(括弧書き):税込価額

住宅の区分	フラット35 標準手数料額							備考	
	書面検査手数料			再書面検査手数料		現地調査手数料			適合証明 書発行手 数料
	確認・検査を行った機関			1回目	2回目～	初回調査	再調査		
	当機関	建築主事	他機関						
一戸建て等 (一戸建て、連続建て、重ね建て、地上階数2以下の共同建て)	15,000 (16,200)	50,000 (54,000)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	50,000 (54,000)	25,000 (27,000)	10,000 (10,800)	注1:確認・検査を行った機関により、書面検査手数料が異なります。 注2:再書面検査とは、補修等の内容を含めた書面検査となります。 注3:現地調査手数料は、一戸建て等の再調査は半額となります。 注4:書面検査と現地調査の結果、適合となった場合に限り、適合証明書を発行します。適合証明書の発行には、発行手数料がかかりますので、ご注意ください。	
マンション (地上階数3以上の耐火構造又は準耐火構造のもの)		15,000 (16,200)	10,000 (10,800)	10,000 (10,800)	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)	10,000 (10,800)		

重要: 現場調査の結果、「不適」となっても、補修等により適合となる可能性がある場合については、補修後に再度現地調査を行い、適否を判定し直します。再度、「書面検査」「現地調査」の各手数料が必要となります。

別表1-④-2 付加手数料 区分① <優良な住宅基準>

フラット35Sの区分	一戸建て等	マンション	付加手数料	備考
省エネルギー性	省エネルギー対策等級<等級4>の基準を満たす住宅		5,000 (5,400)	注:左記の手数料は、建設住宅性能評価書の写しがある場合、又は新築時の適合証明書の写しがある場合には、無料となります。 注2:耐震性に限り、耐震等級2又は免震建築物であることを示す書面が必須です。
	断熱等性能等級<等級4>の基準を満たす住宅		10,000 (10,800)	
	一次エネルギー消費量等級<等級4>以上の基準を満たす住宅		15,000 (16,200)	
耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)<等級2>以上の基準を満たす住宅 免震建築物	いずれの場合も、建設評価書の写し又は新築時の適合証明書の写しによります。	0	
バリアフリー性	次の全てに適合するもの 高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級3>以上の基準を満たす住宅 高齢者等配慮対策等級(共用部分)<等級3>以上の基準を満たす住宅(共同建てに限る)		10,000 (10,800)	
耐久性・可変性	次の全てに適合するもの 劣化対策等級(構造躯体等)<等級3>の基準を満たす住宅 維持管理対策等級(専用配管)<等級2>以上の基準を満たす住宅 維持管理対策等級(共用配管)<等級2>以上の基準を満たす住宅(一戸建てを除く) 評価方法基準第5の4-4に定める次の基準に適合する住宅(一戸建てを除く) ア 躯体天井高が2.5m以上あること イ 住戸内に間取りの変更の障害となる壁又は柱がないこと		10,000 (10,800)	

重要: 上記については、原則として、建設住宅性能評価書の写し又は新築時の適合証明書の写しによって判定します。

この場合には、付加手数料はかかりません。

注: 建設住宅性能評価書の写し又は新築時の適合証明書がなくても、物件検査に合格できる場合には、フラット35Sを付加できます。物件検査によってフラット35Sを付加する場合の付加手数料となります。

別表1-④-3 付加手数料 区分② <中古タイプ基準>

フラット35Sの区分	一戸建て等	マンション	付加手数料	備考
開口部断熱	二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅		5,000 (5,400)	注:この付加手数料は、現地調査の結果不適となった場合には、再現場調査時に再度手数料がかかります。
外壁等断熱	省エネルギー対策等級<等級2>相当以上又は断熱等性能等級<等級2>相当以上の基準を満たす住宅(フラット35(新築住宅)の断熱基準)			
段差解消	住宅内の床の段差が解消された住宅			
手すり設置	浴室及び住宅内の階段に手すりが設置された住宅			

重要: この付加手数料は、現地調査時にかかる手数料です。

別表1-④-4 付加手数料 区分③ <特に優良な住宅基準>

フラット35Sの区分	一戸建て等	マンション	付加手数料	備考
省エネルギー性	認定低炭素住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅	認定低炭素住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅	0	注:左記の手数料は、認定書の写し、建設住宅性能評価書の写しがある場合、又は新築時の適合証明書の写しがある場合には、無料となります。 注2:耐震性に限り、耐震等級3であることを示す書面が必須です。
	一次エネルギー消費量等級<等級5>の基準を満たす住宅	一次エネルギー消費量等級<等級5>の基準を満たす住宅	15,000 (16,200)	
	一戸建ての住宅で、「住宅事業建築主基準に係る適合証」(省エネラベル)が交付されたもの		0	
耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)<等級3>の基準を満たす住宅 注:上記は、建設住宅性能評価書の写し又は新築時の適合証明書の写しによる判定となります。		0	
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級4>以上の基準を満たす住宅	次の全てに適合するもの ・高齢者等配慮対策等級(専用部分)<等級3>以上の基準を満たす住宅 ・高齢者等配慮対策等級(共用部分)<等級4>以上の基準を満たす住宅(共同建てに限る)	10,000 (10,800)	
耐久性・可変性	長期優良住宅		0	

重要: 上記については、認定書の写し、建設住宅性能評価書の写し又は新築時の適合証明書の写しによって判定します。この場合には、付加手数料はかかりません。

注: 建設住宅性能評価書の写し又は新築時の適合証明書がなくても、物件検査に合格できる場合には、フラット35Sを付加できます。物件検査によってフラット35Sを付加する場合の付加手数料となります。

適合証明手数料

構造計算手数料・出張費

平成27年9月1日～

上段：税抜価額
下段（括弧書き）：税込価額

別表2-① 構造計算手数料

※構造計算審査手数料は、確認申請手数料のうち「構造計算審査手数料」の通常手数料額と同額です。

付加手数料の種類別	対象となる建築物の規模	手数料の額	
		木造 ※	木造以外
構造計算 審査手数料	100㎡以内	15,000 (16,200)	15,000 (16,200)
	100㎡を超え 200㎡以内	20,000 (21,600)	20,000 (21,600)
	200㎡を超え 500㎡以内	20,000 (21,600)	30,000 (32,400)
	500㎡を超え 1,000㎡以内	30,000 (32,400)	40,000 (43,200)
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	40,000 (43,200)	50,000 (54,000)
	2,000㎡を超え 3,000㎡以内	60,000 (64,800)	
	3,000㎡を超え 4,000㎡以内	70,000 (75,600)	
	4,000㎡を超え 5,000㎡以内	80,000 (86,400)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	見積による (上限額:160,000) (見積額+消費税)	
	10,000㎡を超えるもの 注:単独に限る		
耐震評価基準 等審査手数料	500㎡以内	30,000 (32,400)	
	500㎡を超え 2,000㎡以内	50,000 (54,000)	
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	80,000 (86,400)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	100,000 (108,000)	
	10,000㎡を超えるもの 注:単独に限る	160,000 (172,800)	

注：
『確認申請と同時申請』で確認申請手数料で構造計算審査手数料を支払い済みの場合には、免除となります。
(ただし、10,000㎡以下の建築物に限ります。)

注：延べ面積が10,000㎡を超える建築物の確認申請は、受託できませんので、10,000㎡を超えるものは単独申請に限ります。

※1 「耐震性」の審査を構造計算による場合の付加手数料です。

※：木造2階建て以下に限り、構造計算書に代えて「壁量計算書」によることが出来ます。

※：「壁量計算書」は、「建築基準法に基づくもの」及び「品確保に基づくもの」の二種類が必要です。

※2 昭和56年5月31日以前のもは、耐震評価基準等の審査が必要です。

審査の結果、不適(お取り扱いできないという判定)の場合でも、手数料は返還できません。

別表2-② 出張費

地域	市町村名	出張費の額
① 第1地域	名古屋市	無料
② 第2地域	名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)	
③ 第3地域	知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)	10,000 (10,800)
④ 第4地域	西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)	
⑤ 第5地域	東三河地区(蒲都市、豊川市)	
⑥ 第5地域の2	東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内に限る))	20,000 (21,600)
⑦ 第6地域	東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)	30,000 (32,400)
⑧ 第6地域の2	東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)	40,000 (43,200)
⑨ 第7地域	島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))	50,000 (54,000)

出張費は、確認検査業務の付加手数料と同額です。ただし、消費税が加算されます。

注：出張費は、現場検査(現地調査)の都度、かかりますので、ご注意ください。

※1 出張費は、遠方(現場までの片道所要時間が、おおむね2時間以上かかる市町村)の場合に、かかる料金です。

※2 新築一戸建て等、建築基準法に基づく検査と同時に現場検査の場合は、出張費は免除となります。

適合証明手数料

適合証明書再発行手数料

平成27年9月1日～

別表3 適合証明書再発行手数料

上段:税抜価額 下段(括弧書き):税込価額

種 別		手数料の額	備 考
新築	一戸建て	一通につき 5,000 (5,400)	注:再発行した適合証明書には、「再発行」の表示を行いますので、ご了承ください。
	共同住宅		
竣工済特例			
リフォーム			
中古	一戸建て		
	共同住宅		

注:申請者用、金融機関用それぞれを一通とカウントします。